

平成30年度第2回 白井市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

- 1 開催日時 平成31年1月31日（木）午後3時5分から午後4時10分まで
- 2 開催場所 白井市役所 保健福祉センター2階 研修室2
- 3 出席者 伊藤四郎会長、武藤栄子副会長、中川浩子委員、宇賀文江委員、秋本昇委員、奥澤昌道委員、島田敏雄委員、櫻井まゆみ委員
- 4 欠席者 秋山良一委員、齋藤安廣委員
- 5 事務局 五十嵐健康子ども部長、保険年金課 武藤課長、金井主査、豊田主査補、佐藤主事、健康課 戸田主任保健師
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題 (1) 報告第1号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について（公開）
(2) 報告第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）について（公開）
(3) 議案第1号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（公開）
(4) 議案第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第5号）について（公開）
(5) 議案第3号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算について（公開）
- 8 議事

事務局 これより、平成30年度第2回白井市国民健康保険運営協議会を開催します。

私は、事務局の保険年金課、豊田と申します。よろしく申し上げます。
会議に入る前に、先にお配りしました資料の確認をお願いします。

（各委員資料確認）

事務局 それでは、次第2、伊藤会長からご挨拶をお願いいたします。

（伊藤会長あいさつ）

事務局 ありがとうございます。

続きまして、次第3、市長あいさつでございしますが、本日市長が所用により欠席のため、代理として、五十嵐健康子ども部長からご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

(五十嵐健康子ども部長あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

本日の出席委員は7名で、委員の過半数に達しておりますので、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、会議が成立することを申し添えます。

本日の会議は、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」の規定に基づき、公開となっておりますのでご了承願います。

それでは、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、これ以降の議事進行については、よろしく願いいたします。

○議題1 報告第1号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について

会長

それでは、これより議事を進めてまいります。円滑な議事進行について、皆様のご協力をお願いします。

議題1 『報告第1号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について』、事務局から説明をお願いします。

事務局

(報告第1号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)資料により説明)

会長

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、何か質問や意見等はございますか。

(なし)・・・声あり

会長

特にないようですので、質問等がなければ、以上で、報告第1号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)については終了します。

○議題2 報告第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)について

会長

議題2 『報告第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)について』、事務局から説明をお願いします。

事務局 (報告第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)資料により説明)

会長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、何か質問やご意見等がありますか。

(なし)・・・声あり

会長 それでは、質問等がなければ、以上で、報告第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)については終了します。

○議題3 議案第1号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

会長 議題3 『議案第1号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について』、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第1号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について資料により説明)

会長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、何か質問や意見等がありますか。

これは国の改正に合わせて変える訳でしょう。地方税法の改正ですか。

事務局 地方税法の改正ではなく、国の通知内容に合わせたものです。最初にこの減免の規定を設けたのは、国の通知内容に合わせるために設けました。

後期高齢者医療制度が平成20年度に創設した時に、後期高齢者医療制度が同様の減免措置を設けておりまして、それに合わせて国からの通知内容に基づいて、国民健康保険も同様の減免を設けてきたという経緯がありました。

今年4月1日から、今回の議案の改正内容と同じような形で、後期高齢者医療制度の減免措置が変わる予定ですので、それに合わせて国民健康保険の減免措置も変えるように検討してくださいという内容の通知が国からありましたので、今回の改正を提案しているところです。

会長 他の市町村もこの例に倣ったと言っていますよね、我孫子市とか。

事務局 そうです。近隣自治体は、先ほど申し上げたとおりです。

会長 ということですけれども、よろしいですか。質問等がなければ、これより

採決を行います。

議案第1号について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 ありがとうございます。議案第1号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、議案第1号については終了します。

○議題4 議案第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第5号)について

会 長 議題4 『議案第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第5号)について』、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第5号)資料により説明)

会 長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、何か質問やご意見等がありますか。

委 員 お聞きしたいのですが、コンビニエンスストアの手数料というのは、どの位ですか。要するにコンビニに支払う手数料ですよね。1件当たりの金額はいくらですか。

事務局 約62円になります。

委 員 例えば、市役所の会計で支払うと。

事務局 口座振替手数料は、郵便局では10円、その他の銀行では11円位です。

委 員 わかりました。ありがとうございます。

会 長 その他、何かございますか。

(なし)・・・声あり

会 長 よろしいですか。他に質問等がなければ、採決を行います。議案第4号に

ついて、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 ありがとうございます。議案第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第5号）については、原案のとおり承認することに決定しました。

 以上で、議案第2号については終了します。

○議題5 議案第3号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算について

会 長 議題5 『議案第3号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算について』、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第3号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算資料により説明)

会 長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたが、何か質問や意見等はございますか。

委 員 この資料の4ページ、歳出の総務費という項目の右の下の方ですが、委託料という項目で、13節委託料、レセプト縦覧点検委託料というのがありますけど、これはどのようなことを委託されているのですか。

事務局 レセプト縦覧点検委託料について説明させていただきます。こちらに関しましては、毎月、医療機関から国保連合会という審査機関を通して、保険者である白井市に情報が上がってきます。このレセプトの内容点検に関するものを委託しております。

 どうしても、レセプトの診療点数ですとか、内容・行為に関しては、市職員では点検ができませんので、委託することにより、医療費の適正化に資することになります。以上です。

委 員 目的というのは、どういうことですか。返戻とかいろいろありますよね。それを調べて、どういう反映をしているのですか。

事務局 この目的としましては、今おっしゃられたとおり、医療費の適正化に努めている事業でございまして、委託業者がレセプトの内容を見て、その上で審査機関、国保連合会を通して医療機関に返戻を行っているという事業でござ

います。

委 員 医療機関に国保から返戻が行きますよね。それを点検してもらって、どんな返戻が多いとか、そういうことを調べるのですか。

事務局 詳しい内容になってしまうと、ここでお答えは出来ませんが、診療内容ごとに確認して、その中で再審査という形で返戻をしています。

件数は、年間約2千件から3千件ありまして、この委託によって返戻をしております。その返戻の内容は、資料にありませんのでご説明はできませんが、審査内容を1件ずつ確認して、疑義があれば返戻をしています。

委 員 それは医療の内容について、白井市でチェックしているという、そういう意味ですか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。医療の内容について調べております。

事務局 補足させていただきます。まず、この委託の目的ですが、例えば医療機関、病院とか薬局のことですが、医療機関が適正な医療費の請求を行っているのかどうか、先生方の前で恐縮ですが、市が審査、点検を行って、その適正な医療費の支給を行っているのかどうかのチェックをするということが、一番の目的でございます。

医療機関等が作成しました診療報酬の明細が、適正な診療報酬の請求内容となっているのかどうか、市でも外部の専門家の方に点検、審査を依頼しまして、不適當な請求等を防止して医療費の適正化に資するというところで、公費負担をして委託を実施している状況でございます。以上でございます。

会 長 その他、何かございますか。

委 員 今の質問に関連しますが、各被保険者に医療費の葉書が来ますよね。葉書代はこの中に入っているのですか。

事務局 医療費通知ですが、年4回、被保険者の方に医療費通知を送らせていただきまして、資料4ページのレセプト縦覧点検委託料の下の電算委託料のところで予算を計上しております。

委 員 市町村によって、保険料というのは多少違うということはあるのですか。

事務局 市町村によって、保険料は異なります。大枠は国で決めて、その範囲の中で市町村によって定めております。

委員 白井市は高いですとか、船橋市は低いとかということはありませんか。どういう形で保険料を算出していますか。

事務局 白井市は比較的県内でも高い方で、国保税の予算の組み方としては、前年度の決算見込みや、前年度の課税状況を考慮して、税収の積算を行っております。以上です。

委員 白井市の場合は少し高いですか。

事務局 はい、少し高いと捉えております。

会長 白井市は財政状況を気にしているようですけれども、基金の積立残高は、どの位あるのでしょうか。

事務局 平成30年3月末で、約1億900万円の基金残高がございます。先ほどの3月補正予算で上程予定ですが、そちらで1億5,000万円ほど基金の積み立てを予定しておりまして、今年の3月末時点ですが、約2億5,900万円の残高を予定しているところでございます。以上です。

会長 結構、一般会計から繰り入れしたのですね。平成31年度も行いますか。

事務局 国民健康保険特別会計でも、一般会計から繰り入れを行っております。先ほどもご説明しましたが、総務省から、繰り出しの基準ということで、例えば国民健康保険に従事する職員の人件費については、一般会計から繰り入れることとか、繰り出し基準で示されておりまして、この基準に基づき、一般会計から一部の額は国保会計に繰り入れるという予算編成を行う予定です。

会長 その他、何かございますか。

委員 全体的にですが、結局支出といいますか、掛かるお金は年々増えていって、1億円位増えている。それは医療が高度化している、それから私たちも高齢化している、そういったこと。それと、糖尿病による透析、腎症による透析の方が増えている。高額のいろいろな医療が増えてきているということですが、これに歯止めをかけるにはどうしたらいいかということ、市では対策というか、長期的な対策を伺いたい。

会長 県が財政運営の主体ですけれども、その辺はどうですか。

事務局

医療費はこれからも増加していくという話で、先ほどもご説明しましたが、市でも当然、医療費の抑制と申しますか、医療費を抑えていくための取り組みとしまして、幾つか事業を行っております。

具体的に言いますと、データヘルス計画という計画を策定しまして、その中で個別に特定健康診査の受診ですとか、保健指導などの事業を決めて、取り組んでいるような状況でございます。

毎年、特定健康診査につきましても、受診率ということで数値目標を掲げまして、その数値目標を達成できるように取り組んでいるという状況でございますので、医療費の抑制に向けた取り組みとしては、そのような形で取り組みを行っている状況でございます。

委員

例えば糖尿病ですとかCOPDにしても、進行してしまうと、それを治療するというのは大変。C型肝炎にしても、後の治療というのも莫大なお金がかかる。そのためには、今市がされている健診の受診率を上げるということが大変重要だと思います。

その健診の項目ですが、項目を検討して、もう少し細かく、網の目をもっと細かくして、早期に疾病を見つけて、そして早いうちに対策を立てる。ご本人もすごく重くなってから結果を受けるよりも、軽いうちにしたらほうが、受診もすごく重い病気がもしかしたらあるかもしれないというので、恐くて行けないということも聞いたこともあります。

ですから、なるべく早期発見、早期治療ということが大変重要だと思いますので、やはりそれには健診の項目をもう一度検討していただいて、これだったら、ある程度の病気が早いうちに見つかるというような、それを先生方とかに相談していただいて、ぜひとも健診をしっかりと、ほかの市町村には負けない、白井市の健診が一番すごいというようにして、そして一番、長寿・健康で長生きのできる市になってもらいたいなというように、私たち市民は思いますので、ぜひ健診を早急に、そして力を入れていただきたいと願っています。お願いします。

事務局

特定健診に関してですが、以前、白井市として市民を対象に基本健康診査という健診から、今は保険者が責任主体として加入者に実施するという健診となっています。メタボリックシンドロームという言葉が出てきましたが、以前の早期発見、早期治療という目的から、糖尿病や高血圧などが、重複した人が動脈硬化や狭心症になりやすいことから、内臓脂肪型肥満に着目し生活習慣病を予防するために、国で特定健診の健診項目を決めておりまして、それに基づいて、市でも特定健康診査になった時点から、実施しております。

白井市においては、平成25年から独自に慢性腎臓病対策として腎機能の悪い方を早めに医療機関に繋げるため、腎機能検査を実施しているところで

やはり、なるべく医療費を使わないという形にするには、健診を受けていただくということが必要で、来年度、利便性を図るため、個別健診の導入や、健診を受けていただいた後に、受診が必要だという方は受診をしていただくような働きかけなど、なるべく病気になるというために保健指導を実施しています。

また、COPD対策として、問診票の中でリスクがある方には、COPDの周知やCOPDの教室のお知らせをしたり、予防的な働きかけを行っているところではあります。

人間ドックを受けていただいた方には、費用助成を申請した際に、特定健康診査のみなし受診として受理し、受診率というところに繋がっていますが、特定健診項目で足りない方は、早期発見という部分で健診項目が多い人間ドックを利用している市民の方もいらっしゃいます。

委員 以前の項目よりも、年々項目が減ってきているという気がします。例えば、血算なども少なくなっていて、血算はどの程度でやっているのか、知らないけれども。

事務局 以前の基本健康診査として、保険者ではなくて自治体としてやっていたときには、健診項目にありましたけれども、今、国の方で内臓脂肪型肥満に着目して、特定保健指導に該当する人を抽出するための健診として動いていますので、それに特化した健診項目で実施しています。

委員 例えば、やはり血算というのは一番基本であり、一番病気を見つけやすいものではないかと思うけれども、例えば、ある整形外科の先生は、腰が痛いと言って来られた患者さんには、必ず血液の、血液内科の方を回ってもらっている。それは多発性骨髄腫が隠れていて、そして腰が痛いというふうに。ですから、血算をやれば、すぐそれはわかった訳ですけども、整形外科に通っていたためにわからなかったという、そういった話も聞きますので、やはり貧血がどこから来ている貧血なのか、また血液が一番わかりやすい早道だと思いますので、どうして血液の項目が減らされ、県のやり方ということであれば仕方がないのかもしれませんが、一番の基本であり重要なことだし、ヘモグロビンA1cにしても、やはりあった方が良くと思います。

事務局 細かくなりますが、ヘモグロビンA1cに関しましては、今まで空腹時血糖だったものを平成30年度からヘモグロビンA1cに変えております。

血算につきましては、国では、基本項目として全員行うものと、詳細検査として質問項目とか既往歴とかから、リスクがある方に実施する検査としております。全員ではないですけども、リスクがある方を拾って、詳細検査として、眼底検査や心電図検査と一緒に位置づけ、貧血検査を実施しており

ます。

委員 　　ぜひへモグロビンA1cは加えていただけたらと、いつも願っていますけれども、御飯食べてきた人はやってもらえるということで。

事務局 　　いえ、平成30年度より全員にモグロビンA1cをやっています。

会 長 　　余り専門的なことは、後でよろしいですか。
他に、予算に関し、質問等はございませんか。

(なし)・・・声あり

会 長 　　特に質問等がなければ、これより採決を行います。議案第3号について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 　　ありがとうございました。議案第3号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算については、原案のとおり承認することに決定しました。

　　以上で、議案第3号については終了します。

　　次に、次第5、その他に入ります。

　　委員又は事務局から、報告事項等はございますか。

事務局 　　厚生労働省から国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の交付についてという通知が来ていまして、平成31年4月1日から施行となっています。

　　その内容としましては、国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げること。

　　それと、低所得者に対し、均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げるという内容です。

　　市は、地方税法の一部改正に伴って、市の条例を改正することから、現時点では条例改正は行いませんが、例年どおり地方税法の改正に伴って、専決処分による税条例の改正を行って対応したいと考えております。よろしくお願いたします。

会 長 　　これは、全国一律でしょうか。

事務局 地方税法の改正は国が行いますが、市町村によって条例改正に係る対応は様々です。

会 長 その他、何かございますか。
特にないようですが、よろしいですか。

(なし)・・・声あり

会 長 なければ、その他は終了します。以上をもちまして、平成30年度第2回白井市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

使用した資料

- ① 報告第1号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- ② 報告第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）について
- ③ 議案第1号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ④ 議案第2号 平成30年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第5号）について
- ⑤ 議案第3号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算について